

【農林水産委員会】

(1) 審議概観

第147回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出8件（うち本院先議4件）であり、いずれも可決された。

また、本委員会付託の請願5種類14件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

なお、平成12年度畜産物価格の決定に当たり、**畜産物価格等に関する決議**を行っている。

〔法律案の審査〕

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法を廃止する法律案は、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の一環として平成7年に制定された農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法について、同法に基づく研究開発の実施の状況等にかんがみ、平成12年3月31日をもってこれを廃止するとともに、その廃止に伴い、研究開発についての成果の普及に係る生物系特定産業技術研究推進機構の業務等に関する経過措置を定めようとするものであり、参議院先議で審査が行われた。

委員会においては、特別措置法による研究開発の成果に対する評価とその普及、新基本法下における新たな技術開発の推進方向、農林水産関係試験研究に果たす生物系特定産業技術研究推進機構の役割等について質疑が行われ、全会一致で可決された。

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案は、需要の動向に応じた大豆の生産の確保を図るため、大豆に係る交付金について、農家所得に販売価格が適確に反映されるようその金額の算定方式を変更する等の措置を講ずるとともに、なたねの生産の状況にかんがみ、大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の対象からなたねを除外する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、大豆、なたねの今後の生産振興策と需要拡大策、新たな交付金算定方式の考え方、新たな助成措置のWTO上の位置付け、大豆作経営安定対策についての検討状況、遺伝子組換え農産物の表示、大豆の地場流通の促進策等について質疑が行われ、討論の後、賛成多数で可決された。なお、7項目の附帯決議が行われた。

農産物検査法の一部を改正する法律案は、行政機構の減量及び民間能力の積極的活用を図るため、農産物検査の実施主体を国から農林水産大臣の登録を受けた民間の検査機関に変更するとともに、その業務の適正な運営を確保するための措置を講じようとするものであり、参議院先議で審査が行われた。

委員会においては、民営化に対する基本的考え方、検査の信頼性・公平性の確保対策、JAS法との役割分担と連携、民営化後の検査手数料の見通し、農産物検査員の公正を確保するための措置及び民営化後の国の役割と食糧事務所の在り方等について質疑が行われ、討論の後、賛成多数で可決された。なお、5項目の附帯決議が行われた。

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案は、青年等の就農促進を図るため、就農支援資金に農業経営を開始するのに必要な資金を追加し、当該資金について、都道府県青年農業者等育成センター

のほか、農業協同組合、銀行等が貸し付けることができるようにするとともに、農業協同組合、銀行等から貸し付けられる就農支援資金を農業信用基金協会が行う債務保証の対象とするほか、認定就農者に対して農林漁業金融公庫が貸し付ける農地等取得資金について、その据置期間の上限を3年から5年に延長しようとするものである。

委員会においては、食料自給率向上と担い手の営農類型別参入目標、農地取得や住宅確保等、新規就農者の定着と自立策及び地域社会との融和対策、就農支援資金の一層の改善、学校教育等における農林水産業に関する学習の充実等について質疑が行われた。質疑を終了した後、修正案が提出され、修正案は賛成少数で否決され、本法律案は、全会一致で可決された。なお、5項目の附帯決議が行われた。

食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案は、最近における食品の流通をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、食品産業と農林漁業との連携の強化、卸売市場の活性化及び食品産業の技術開発力の強化を図るため、食品流通に関する構造改善事業の範囲を拡充し、新たな事業を追加するとともに、これらの事業を円滑に実施するため、農林漁業金融公庫からの資金の貸付けその他の支援措置を講じようとするものであり、参議院先議で審査が行われた。

委員会においては、構造改善事業の実施状況と評価、新たに追加・拡充される事業に対する需要の見込み、食料自給率向上に向けての食品産業と農林漁業との連携の強化、食品取引の情報化への対応と卸売市場の活性化、食品産業分野の研究開発の促進等について質疑が行われ、全会一致で可決された。

漁港法の一部を改正する法律案は、地方分権を推進し、地方公共団体による主体的かつ効率的な漁港の整備及び維持管理を可能とするため、漁港の指定権限の一部を農林水産大臣から市町村長及び都道府県知事へ委譲する等の措置を講ずるものである。また同時に、全国的に増加している船舶等の無秩序な放置に対処するため、漁港の区域内における船舶の放置等を規制するとともに、放置された船舶等の所有者を確知できない場合であっても、当該船舶等の処分を行うことができる制度を設けようとするものであり、参議院先議で審査が行われた。

委員会においては、指定権限の委譲と漁港の整備及び管理の在り方、放置艇の現状と処理経費の負担方策、小型プレジャーボートの管理体制の確立、沿岸漁業資源の適正管理とその維持増大、自然環境の保全と漁港の整備、漁村集落の環境整備の促進等について質疑が行われ、全会一致で可決された。

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案は、需要の動向に応じた加工原料乳の生産の確保を図るため、加工原料乳に係る生産者補給金について、生乳の生産者の所得に加工原料乳の販売価格が適確に反映されるよう、その金額の算定方式を変更する等の措置を講ずるとともに、生乳の生産事情及び流通事情の変化にかんがみ、農林水産大臣が都道府県の区域を超える生乳生産者団体の指定を行うことができることとする等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、牛乳・乳製品の需要の拡大と自給率目標の達成に向けた取組、乳価の安定と新たな生産者補給金制度の下での所得確保、乳製品の需給適正化のための適確な在庫調整対策、有機畜産の基準づくりと振興策、口蹄疫発生への対応と家畜防疫制度の見直し等について質疑が行われ、討論の後、賛成多数で可決された。なお、7項目の附帯決

議が行われた。

砂糖の価格安定等に関する法律及び農畜産業振興事業団法の一部を改正する法律案は、最近における砂糖をめぐる諸情勢の変化を踏まえ、砂糖価格の引下げにより需要の拡大を目指すとともに、輸入糖と国内産糖との適切な価格調整及び市場原理の円滑な活用を図りつつ、生産者の経営の安定と砂糖製造事業の健全な発展を促進しようとするものである。また、輸入糖の価格指標である安定上下限価格を廃止するとともに、国内産糖の価格支持について、農畜産業振興事業団による買入れ・売戻し方式から交付金方式に改めるほか、同事業団に、当分の間、砂糖生産振興資金を置く等の措置を講ずるものである。

委員会においては、今後の砂糖・甘味資源作物政策と自給率向上への取組、市場原理の活用と所得・経営安定対策、地域や作物の実態に応じた生産振興、地域経済・雇用に配慮した企業の再編合理化への支援、砂糖生産振興資金の使途と活用方策、砂糖の消費拡大への取組と加糖調製品対策等について質疑が行われ、討論の後、賛成多数で可決された。なお、10項目の附帯決議が行われた。

〔決議〕

本委員会は、3月16日、我が国畜産業の健全で持続的な発展を期するため、生産者の創意工夫と自主性をいかし、ゆとりある生産性の高い経営を実現するための総合的な施策を講ずることなど9項目にわたる**畜産物価格等に関する決議**を行った。

〔国政調査等〕

3月9日、平成12年度の農林水産行政の基本政策に関する件を議題とし、玉沢農林水産大臣から所信を聴取し、14日にこれに対する質疑を行った。この中で、農業構造改善事業等をめぐる汚職事件と農林水産省の対応、WTO次期農業交渉の課題、遺伝子組換え農産物の取扱い、農業教育の推進、土地改良制度の見直し、食料・農業・農村基本計画案と食料自給率の目標達成に向けた取組、中山間地域等に対する直接支払、日中漁業協定発効に向けた取組、新たな水産基本政策、ミニマムアクセス米の取扱い、優良農地の確保に必要な施策、持続可能な森林経営の推進、飼料用作物の増産等が取り上げられた。

また、3月16日に、畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、加工原料乳生産者補給金制度を改めるに当たっての今後の所得安定対策の在り方、酪農の労働負担の軽減策とヘルパーの利用促進、乳価算定の考え方、牛乳・乳製品の自給率向上に向けた取組、牛乳の消費拡大と牛乳の表示の適正化、飼料自給率の向上策、畜産環境対策、畜産・酪農経営の後継者の確保、学校教育等における農畜産業の体験学習の推進、乳業メーカーの再編合理化、HACCP普及の在り方等について質疑が行われた。

4月13日に、食料・農業・農村基本計画に関する件を議題とし、質疑を行った。食料・農業・農村基本計画は、昨年制定された食料・農業・農村基本法第15条の規定に基づき政府が定めるものであり、去る3月24日に閣議決定され、同日、国会に報告された。質疑においては、旧農業基本法の評価、基本計画の実施プログラムの策定、食料自給率目標の基本的考え方、食料自給率向上のための外食産業での取組、望ましい食料消費の在り方、学校給食等における地元産農産物の消費拡大、農用地の確保、都市農業の振興策、農家所得の確保、ウルグアイ・ラウンド対策事業の実施状況と事業終了後の対応、組織的な農業体験学習の取組、農林水産省等職員の汚職事件と補助金の在り方、北海道庁の農業土木談合疑惑事件、有珠山の噴火災害への対応、宮崎県における口蹄疫の発生状況と防疫・まん延

防止措置、被害農家に対する融資及び風評被害対策等が取り上げられた。

3月15日、予算委員会から委嘱を受けた平成12年度農林水産省関係予算の審査を行い、ウルグアイ・ラウンド対策の達成状況、農業教育の重要性、農業用水の水利権、農業委員会制度の見直しと構造政策における活用、新たな水田営農対策、市民農園・観光農園整備の推進、大型公共事業の見直し、食料自給率向上に向けた日本型食生活の普及策、農地転用の在り方、遺伝子組換え作物の安全性と表示の問題、改正JAS法施行に当たっての監視体制の整備、飼料用稲の利用の推進、農林水産省の補助事業における補助金の不正使用、農林水産省関係の技術開発予算、AMS削減に対する各国の対応、我が国の種子の世界戦略とイネゲノムの研究状況、国有林の分収育林制度、平地林についての相続税納税猶予制度の適用、水産基本法制定に向けた取組、海洋深層水の研究・利用等について質疑が行われた。

なお、4月4日に小渕内閣が総辞職し、翌5日に発足した森内閣において玉沢農林水産大臣が再任されたことから、4月13日、玉沢大臣が発言を求め、再任に当たってのあいさつを行った。

(2) 委員会経過

○平成12年3月9日（木）（第1回）

- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。
- 平成12年度の農林水産行政の基本施策に関する件について玉沢農林水産大臣から所信を聴いた。

○平成12年3月14日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成12年度の農林水産行政の基本施策に関する件について玉沢農林水産大臣、金田農林水産政務次官、谷津農林水産政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年3月15日（水）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成12年度一般会計予算（衆議院送付）
平成12年度特別会計予算（衆議院送付）
平成12年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（農林水産省所管及び農林漁業金融公庫）について玉沢農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣、金田農林水産政務次官、谷津農林水産政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成12年3月16日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 畜産物等の価格安定等に関する件について玉沢農林水産大臣、金田農林水産政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 畜産物価格等に関する決議を行った。
- 農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法を廃止する法律案（閣法第45号）について玉沢農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年3月21日（火）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法を廃止する法律案（閣法第45号）について玉沢農林水産大臣、金田農林水産政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第45号） 賛成会派 自民、民主、明改、共産、社民、自由、二連
反対会派 なし
- 大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）について玉沢農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年3月28日（火）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）について玉沢農林水産大臣、金田農林水産政務次官、谷津農林水産政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（閣法第32号） 賛成会派 自民、民主、明改、社民、自由、二連
反対会派 共産
- なお、附帯決議を行った。
- 農産物検査法の一部を改正する法律案（閣法第52号）について玉沢農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年3月30日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農産物検査法の一部を改正する法律案（閣法第52号）について玉沢農林水産大臣、金田農林水産政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（閣法第52号） 賛成会派 自民、民主、明改、社民、自由
反対会派 共産
欠席会派 二連
- なお、附帯決議を行った。
- 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について玉沢農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年4月4日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について玉沢農林水産大臣、金田農林水産政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第31号） 賛成会派 自民、民主、明改、共産、社民、自由
反対会派 なし
欠席会派 二連
なお、附帯決議を行った。

○平成12年4月13日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 食料・農業・農村基本計画に関する件について玉沢農林水産大臣、金田農林水産政務次官、橘自治政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案（閣法第46号）について玉沢農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年4月18日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案（閣法第46号）について玉沢農林水産大臣、金田農林水産政務次官、根来公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第46号） 賛成会派 自保、民主、明改、共産、社民、二連
反対会派 なし
- 漁港法の一部を改正する法律案（閣法第53号）について玉沢農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年4月20日（木）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 漁港法の一部を改正する法律案（閣法第53号）について玉沢農林水産大臣、金田農林水産政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第53号） 賛成会派 自保、民主、明改、共産、社民、二連
反対会派 なし

○平成12年5月16日（火）（第12回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）について玉沢農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年5月18日（木）（第13回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）について玉沢農林水産大臣、金田農林水産政務次官、根来公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（閣法第44号） 賛成会派 自保、民主、明改、社民、二連
反対会派 共産
なお、附帯決議を行った。

○平成12年5月23日（火）（第14回）

- 砂糖の価格安定等に関する法律及び農畜産業振興事業団法の一部を改正する法律案（閣法第65号）（衆議院送付）について玉沢農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年5月25日（木）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 砂糖の価格安定等に関する法律及び農畜産業振興事業団法の一部を改正する法律案（閣法第65号）（衆議院送付）について玉沢農林水産大臣、金田農林水産政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（閣法第65号） 賛成会派 自保、民主、明改、社民、二連
反対会派 共産
なお、附帯決議を行った。

（3）成立議案の要旨・附帯決議

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案（閣法第31号）

【要 旨】

本法律案は、我が国農業の持続的な発展を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営を担うべき人材の育成及び確保が不可欠であることにかんがみ、新規就農者に対する支援措置の拡充を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 都道府県青年農業者等育成センターが就農準備のための研修等に必要な資金として貸し付けている就農支援資金について、農業経営開始のための施設の設置、機械の購入等に必要な資金を追加するとともに、拡充した資金については、農業協同組合、農業協同組合連合会、銀行等からも貸し付けることができることとする。
- 2 農業協同組合、農業協同組合連合会、銀行等から貸し付ける就農支援資金について、農業信用基金協会の債務保証の対象とすることとする。
- 3 認定就農者に対して農林漁業金融公庫が貸し付ける農地等取得資金について、その据

置期間の上限を3年から5年に延長することとする。

【附 帯 決 議】

近年、農業就業者が急速に減少し、高齢化が進展する中で、新規就農者数は依然として十分とはいえない状況にある。農業の持続的な発展と食料自給率の向上を図っていくためには、次代の農業を担う人材を幅広く育成・確保することが喫緊の課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 1 新規就農者の確保を図るためには、就農しようとする者が意欲と希望を持って農業経営に取り組めるよう、土地利用型農業の推進を始め、地域の実情に応じ、魅力ある農業の実現に向けた施策の具体化に努めること。
- 2 新たに拡充される就農支援資金の貸付制度が円滑に機能するよう、農協や銀行等の金融機関を十分指導するとともに、農業信用基金協会の保証基盤の整備を行い、農業信用保証制度の運営の健全性が確保されるよう努めること。
- 3 都道府県、市町村・農業委員会、青年農業者等育成センター、新規就農ガイドセンター等の関係機関や団体が更に連携を密にし、農地等の取得の円滑化、住宅等の生活基盤の確保など、新規就農者の定着と自立を確保するための支援策を総合的に実施すること。
- 4 新規就農を一層促進するため、就農支援資金のより積極的な活用が図られるよう努めること。
- 5 食料・農業・農村に対する理解や関心を深めるため、農林水産省と文部省は更に連携を強化し、小中学生の段階から、総合学習を始めとする学校教育等における農林水産業に関する学習の充実を図るとともに、都市と農村との間の交流を促進するための諸施策を積極的に推進すること。

右決議する。

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案（閣法第32号）

【要 旨】

需要の動向に応じた大豆の生産の確保を図るため、大豆に係る交付金について、農家所得に販売価格が適確に反映されるようその金額の算定方式を変更する等の措置を講ずるとともに、なたねの生産の状況にかんがみ、大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の対象からなたねを除外する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 大豆なたね交付金暫定措置法の適用からなたねを除外することに伴い、法律の題名を大豆交付金暫定措置法に改めることとする。
- 2 いわゆる不足払方式によってきた交付金制度を改め、事前に定める一定の単価により交付金を交付する方式とすることとする。

なお、ある銘柄につき販売価格が生産費水準を超えるときは単価を減額するほか、交付金の交付は価格低落が生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための積立金制度の対象としている大豆について行うこととする。

- 3 農林水産大臣は、承認をした調整販売計画等が大豆の販売事業の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その調整販売計画等を変更すべきことを勧告するこ

とができるものとする。こととする。

- 4 規制緩和の観点も踏まえて登録集荷業者制度を廃止することとする。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努め、大豆の生産の増大と農家経営の安定を図るとともに、自給率の向上に万全を期すべきである。

- 1 国内の農業生産の増大を図ることを基本とした食料の安定的な供給を確保するため、大豆については、農業者が意欲を持って安心して生産に取り組めるよう、大豆生産の実態及び価格の動向等を十分勘案し、その生産の増大と農家所得の安定に配慮して運用するとともに、契約栽培等、消費者と一体となって推進している地域の特性に応じた生産の振興が図られるよう努めること。

また、水田における大豆の本格的生産、外国産大豆の輸入動向等にかんがみ、国産大豆の需給均衡を図るため、生産者団体における販売・生産体制の強化等の措置を講ずること。

- 2 大豆作経営安定対策の導入に当たっては、生産者の所得の変動の緩和に資するよう、その仕組みと運用に十分配慮するとともに、適宜必要な見直し・改善を図ること。
- 3 国産大豆の優位性を維持していくためには、反収の向上と栽培の安定を図ることが急務であることにかんがみ、実需者との連携による高品質多収品種の育成・普及、主産地の形成に資する機械・施設の整備、大豆の安定生産に資する栽培技術の高位平準化及び農業生産基盤の整備等を積極的に推進すること。

また、国産大豆の需要が拡大するよう、これに適した加工技術の研究開発等を推進すること。

- 4 なたねを交付金制度の対象から除外するに当たっては、産地の実態に即した国産なたねの生産の振興が図られるよう措置すること。
- 5 遺伝子組換えに係る輸入大豆・なたねが国内に流通していることにかんがみ、その安全性の確保を図ることはもとより、新しい品質表示制度の運用に際しては、消費者の意向に十分配慮して対処すること。
- 6 原料大豆に係る国産使用表示の的確な実施を通じて消費者の選択に資するため、新たな品質表示基準を周知徹底するとともに、国産大豆利用促進に向けた関係団体の主体的な取組を助長すること。
- 7 WTO農業交渉に当たっては、大豆生産の増大を図る環境を整備する観点からも、食料安全保障、多面的機能の発揮等についての我が国の主張を堅持すること。

右決議する。

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第44号）

【要 旨】

本法律案は、需要の動向に応じた加工原料乳の生産の確保を図るため、加工原料乳に係る生産者補給金制度を見直すとともに、生乳の生産事情及び流通事情の変化にかんがみ、生乳生産者団体の指定制度の見直し等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 生産者補給金について、生産費の水準である保証価格と乳業者が支払可能な水準であ

る基準取引価格との差額を不足払いする方式を改め、前年度に定める一定の単価により生産者補給金を交付する方式とすることとする。

なお、生産者補給金の交付は価格低落が生乳の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための積立金制度の対象とされる加工原料乳について行うこととする。

- 2 不足払方式の見直しに伴う安定指標価格、基準取引価格等行政価格の廃止と併せて、農畜産業振興事業団による国内産の指定乳製品の買入れ及び農林水産大臣又は都道府県知事による加工原料乳の取引に係る勧告を廃止するとともに、農畜産業振興事業団による外国産乳製品の輸入及び売渡しについて指定乳製品の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合に行うことができるものとする。
- 3 生乳の生産事情及び流通事情の変化を踏まえ、都道府県の区域を超える生乳生産者団体の指定を農林水産大臣が行うこととする。

【附 帯 決 議】

政府は、食料・農業・農村基本計画の達成に向けて、我が国の酪農・乳業の健全で持続的な発展、牛乳・乳製品の国内生産の拡大と自給率の向上及び安定的な供給の確保を図るため、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 1 新たな生産者補給金制度の運用に当たっては、生産者が意欲とゆとりを持って生産に取り組めるよう、再生産の確保を図ることを旨として、その経営の安定と所得の確保に十分配慮すること。
- 2 加工原料乳価格の低落が経営に及ぼす影響を緩和するための措置の導入に当たっては、生産者の所得の安定に資するよう、その仕組みと運用に十分配慮するとともに、適宜必要な見直し・改善を図ること。
- 3 国内における乳製品の需給と価格の安定を図るため、農畜産業振興事業団による外国産乳製品の輸入・放出及び乳業者等が行う調整保管について、透明性を確保しつつ、適時・的確に行われるよう措置すること。
- 4 生産者団体による自主的な生乳の計画生産の効果的な実施に資する需給調整体制の整備及び生乳の価格交渉の条件整備が図られるよう、指定生乳生産者団体の広域化の推進及び機能の強化を支援すること。
- 5 乳製品取引及び加工原料乳等の生乳取引について、透明性の高い公正かつ適正な価格形成を推進すること。
- 6 国産牛乳・乳製品の消費の一層の拡大を図るため、その優れた機能や商品に関する情報を的確に消費者に提供するとともに、表示の適正化を推進すること。

特に、需要の増加が見込まれるナチュラルチーズ、生クリーム等について、国内生産の総合的な振興を図るとともに、地域の実情を踏まえた有機畜産の振興策等を早期に検討し、確立すること。

- 7 国際化に対応して、悪性伝染性疾病の侵入及びそのまん延を防止するため、検疫体制の充実・強化を図ること。

右決議する。

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法を廃止する法律案（閣法第45号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の一環として平成7年に制定された農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法について、同法に基づく研究開発の実施の状況等にかんがみ、同法を平成12年3月31日をもって廃止するとともに、これに伴う生物系特定産業技術研究推進機構の業務等に関する経過措置を定めようとするものである。

食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案（閣法第46号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、最近における食品の流通をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、食品産業と農林漁業との連携の強化、卸売市場の活性化及び食品産業の技術開発力の強化を図るため、構造改善事業の範囲を拡充し、新たな事業を追加するとともに、これらの事業を円滑に実施するため農林漁業金融公庫からの資金の貸付けその他の支援措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 現行の食品生産販売提携事業を拡充し、原材料である農林水産物を含む食品の生産から製造又は加工に至る一連の流通行程を改善するため、食品製造業者等と農林漁業者等との間の連携の推進及びそのために必要な農林漁業施設の整備等の措置を追加するとともに、事業の名称を食品生産製造等提携事業に改めることとする。
- 2 現行の卸売市場機能高度化事業を拡充し、卸売市場の開設者が、他の卸売市場の開設者と連携して卸売市場の活性化を図る事業を追加することとする。
- 3 食品製造業者等、食品製造事業協同組合等又は農業協同組合等が、食品の流通の円滑化等に資する新技術の研究開発を実施する事業を新技術研究開発事業として創設することとする。
- 4 食品製造業者等又はこれらの者を構成員とする事業協同組合等は、農林漁業者又は農業協同組合等と共同して、食品生産製造等提携事業に関する計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができることとする。
また、卸売市場の開設者は、他の卸売市場の開設者と連携して卸売市場の活性化を図るため、卸売市場機能高度化事業に関する計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができることとする。
さらに、食品製造業者等又はこれらの者を構成員とする事業協同組合等又は農業協同組合等は、新技術研究開発事業に関する計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができることとする。
- 5 構造改善事業の実施に当たり、農林漁業金融公庫から長期かつ低利の資金の貸付けを行うとともに、食品の流通の円滑化等に資する新技術の研究開発を実施するに当たっての税制の特例措置を講ずることとする。

農産物検査法の一部を改正する法律案（閣法第52号）（先議）

【要 旨】

行政機構の減量及び民間能力の積極的活用を図るため、農産物検査の実施主体を国から民間の登録検査機関に変更するとともに、その業務の適正な運営を確保するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 農産物検査の実施主体を、国から、一定の検査能力を有するものとして農林水産大臣の登録を受けた民間の検査機関に改めることとし、これに併せて、国による検査を前提とした目的規定を改めることとすること。
- 2 民間検査機関の登録に当たっては、検査を適確に行うために必要な知識及び技能を有する農産物検査員が一定数以上いること、所定の機械器具を有すること、検査の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人であること等の登録要件を設定することとすること。
- 3 登録検査機関は、農産物検査の開始前に、農産物検査の業務の実施方法、検査手数料に関する事項その他の事項を内容とする業務規程を定め、農林水産大臣に届け出なければならないものとする。こととし、農林水産大臣は、業務規程が農産物検査の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更することを命ずることができるものとする。こととすること。
- 4 登録検査機関の適正な業務運営を確保するため、農林水産大臣が、改善命令、登録の取消し等の指導監督を行う仕組みを整備することとすること。
- 5 民間の検査体制が整うまでの一定期間においては、国が検査業務を実施できるよう経過措置を講ずることとすること。

【附帶決議】

政府は、農産物検査の重要性にかんがみ、農産物検査業務の民営化に当たっては、次の事項の実現に努め、その適正かつ円滑な実施に万全を期すべきである。

- 1 検査業務の民営化に当たっては、民間移行プログラムの円滑な作成と実行、移行期間中の国の補完的な検査の適確な実施等に万全を期すること。
- 2 民営検査が適正な格付けによって実施され、検査の信頼性と農産物の円滑な流通が確保されるよう、登録検査機関の技術水準を確保し、その維持に努めること。

また、登録検査機関に対する国の適確な指導監督等を実施し、公正・中立な検査業務の確保が図られるようにすること。

- 3 農産物検査規格については、地域における営農の安定及び円滑な流通の確保に資するよう設定するとともに、手数料については、生産者の過重な負担にならないよう配慮すること。
- 4 公平な受検機会を確保するため、天災その他の事由がある場合の国による検査の実施については、適正に対処すること。
- 5 消費者の表示に対する信頼を維持・確保するため、精米等の表示については、検査制度との関連も考慮しつつ、適正に対処すること。

右決議する。

漁港法の一部を改正する法律案(閣法第53号)(先議)

【要 旨】

本法律案は、地方分権を推進し、地方公共団体による主体的かつ効率的な漁港の整備及び維持管理を可能とするため、漁港の指定権限の一部を農林水産大臣から市町村長及び都道府県知事へ委譲する等の措置を講ずるほか、全国的に増加している漁港における船舶等の無秩序な放置に対処するため、漁港の区域内における船舶等の放置等を規制するとともに、放置された船舶等の所有者等を確知できない場合であっても、当該船舶等の処分を行うことができる制度を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 漁港の指定権限の委譲

原則として、第1種漁港は市町村長が、第2種漁港は都道府県知事が、その区域について農林水産大臣の認可を受けて指定することとし、第3種漁港及び第4種漁港は、従来どおり農林水産大臣が指定することとする。

2 漁港の整備計画の策定手続の見直し

農林水産大臣は、漁港の整備計画を定めるに当たって、関係地方公共団体の意見を聴くこととする。

3 漁港管理制度の見直し

- (1) 従来法定されていた漁港管理会の組織及び運営に関し必要な事項は、漁港管理者が漁港管理規程で定めることとする。
- (2) 従来農林水産大臣が行っていた漁港施設の処分の許可及び漁港の区域内の水域等における工作物の建設等の許可は、漁港管理者が行うこととする。
- (3) 漁港の区域内において、みだりに基本施設である漁港施設を損傷し、又は汚損すること、漁港の区域のうち漁港の保全上特に必要があると認めて漁港管理者が指定した区域内において、みだりに船舶、自動車等を放置すること等を禁止することとする。
- (4) 放置された船舶、自動車等に対する漁港管理者による除去命令等の監督処分について、相手方を確知できない場合であっても、当該措置を漁港管理者自らが行うことができるようにする等の手続を整備することとする。

砂糖の価格安定等に関する法律及び農畜産業振興事業団法の一部を改正する法律案 (閣法第65号)

【要 旨】

本法律案は、最近における砂糖をめぐる諸情勢の変化を踏まえ、砂糖価格の引下げによりその需要の拡大を目指すとともに、輸入糖と国内産糖の適切な価格調整及び市場原理の円滑な活用を図りつつ、甘味資源作物生産者の経営の安定及び砂糖製造事業の健全な発展を促進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 輸入に係る砂糖と国内産糖との適切な価格調整を行う仕組みは維持しつつ、輸入に係る砂糖の価格指標である安定上下限価格制度を廃止し、これに伴い、砂糖の価格安定等に関する法律の目的の規定を改めるとともに、題名を「砂糖の価格調整に関する法律」とすることとする。
- 2 国内産糖の原料であるてん菜及びさとうきびについては、最低生産者価格制度を維持し、その算定は、甘味資源作物の生産費その他の生産条件、砂糖の需給事情等を参酌し、

再生産を確保することを旨として定めることとし、最低生産者価格の決定時期は、農業者の合理的な経営判断や営農計画の策定が可能となるよう、前年秋に決定することとする。

- 3 国内産糖については、市場原理の活用を図りつつ、農畜産業振興事業団の買入れ及び売戻しの方式を廃止し、交付金を交付する方式に改めることとする。
- 4 国内産ぶどう糖については、その対象となる国内産いもでん粉のみを原料とするぶどう糖が皆無となっていること等にかんがみ、その価格支持を廃止することとする。
- 5 砂糖の価格安定等に関する法律の改正に伴い、農畜産業振興事業団法の目的規定を変更するとともに、その業務について、国内産糖及び国内産ぶどう糖の買入れ及び売戻しの業務を、国内産糖についての交付金の交付の業務に改めることとする。
- 6 砂糖の生産の合理化と砂糖の需要の拡大を緊急に図るため、輸入に係る指定糖等の売戻しの価格の特例措置を3年間に限り講ずるとともに、農畜産業振興事業団に、当分の間、糖価安定資金を引き継ぐ砂糖生産振興資金を設置し、これを財源として、当該売戻し価格の特例措置を含め、砂糖等の生産の振興に資するための措置を講ずることとする。

【附 帯 決 議】

政府は、食料・農業・農村基本計画の達成に向けて、砂糖の需要の拡大と自給率の向上、甘味資源作物生産者の経営の安定及び砂糖製造事業の健全な発展が図られるよう、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 1 新たな最低生産者価格制度の運用に当たっては、甘味資源作物の地域農業の振興に果たす役割及びその生産の実態を勘案し、生産者が意欲を持ち安心して生産に取り組めるよう、再生産の確保を図ることを旨として、その経営の安定と所得の確保に十分配慮すること。
- 2 国内産糖に対する交付金については、国産糖企業の最低生産者価格による買入れと経営の安定が図られる助成水準を確保すること。
- 3 国内産糖について入札の仕組みを導入するに当たっては、需給事情、品質等を適切に反映し、透明かつ適正な価格形成が図られるよう、制度の円滑な運営を確保すること。
- 4 砂糖の価格競争力の強化と需要の拡大が図られるよう、国内糖価の引下げ目標の達成に向け、甘味資源作物生産者、国産糖企業、精製糖企業等の協同した取組を支援すること。
- 5 甘味資源作物の生産振興を図るため、てん菜を基幹作物とした合理的な輪作体系の維持・拡大及びさとうきび作を基幹とした経営の推進を図るとともに、優良品種や高度栽培技術の開発・普及、病虫害対策、省力化対策等の実効ある生産コスト低減のための措置を講じること。
- 6 国産糖企業・精製糖企業の再編等に当たっては、国民に対する砂糖の安定的供給及び地域経済におけるその役割に十分配慮し、関係者の合意を図り、各企業による製造コストの削減、経営の多角化等の自主的な取組に対し各般の支援措置を講ずるとともに、糖業労働者の雇用と労働条件の安定に万全を期すこと。
- 7 砂糖生産振興資金については、甘味資源作物の生産振興対策、国産糖企業・精製糖企業の再編対策、輸入糖価格高騰時対策等に適切かつ公正に使用するとともに、当該資金の使途、規模等の内容について、消費者の理解が得られるよう、十分な情報提供を行う

こと。

8 砂糖の消費拡大を図るため、砂糖の摂取に係る誤解を払拭し、砂糖の効用に係る消費者の理解を広めるよう積極的に取り組むこと。また、砂糖の需要の拡大を図るため、加糖調製品対策に取り組むこと。

9 農業の担い手の経営全体を捉えた農業収入又は所得の変動を緩和する経営安定措置の導入について、価格政策の見直し状況等を勘案しつつ、早急に検討すること。

10 WTO農業交渉に当たっては、甘味資源作物生産の振興を図る環境を整備する観点からも、食料安全保障、多面的機能の発揮等についての我が国の主張を堅持すること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（8件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
※31	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案	衆	12. 2. 10	12. 3. 29	12. 4. 4 可決 附帯決議	12. 4. 12 可決	12. 3. 3	12. 3. 23 可決 附帯決議	12. 3. 24 可決
※32	大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案	〃	2. 10	3. 17	3. 28 可決 附帯決議	3. 29 可決	3. 3	3. 8 可決 附帯決議	3. 9 可決
44	加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案	〃	2. 25	5. 15	5. 18 可決 附帯決議	5. 19 可決	4. 4	5. 9 可決 附帯決議	5. 11 可決
45	農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法を廃止する法律案	参	2. 25	3. 10	3. 21 可決	3. 22 可決	3. 22	3. 23 可決	3. 24 可決
46	食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案	〃	2. 25	3. 28	4. 18 可決	4. 19 可決	4. 25	5. 10 可決	5. 11 可決
52	農産物検査法の一部を改正する法律案	〃	3. 3	3. 24	3. 30 可決 附帯決議	3. 31 可決	4. 18	4. 20 可決 附帯決議	4. 21 可決
53	漁港法の一部を改正する法律案	〃	3. 3	4. 17	4. 20 可決	4. 21 可決	4. 25	5. 11 可決	5. 12 可決
65	砂糖の価格安定等に関する法律及び農畜産業振興事業団法の一部を改正する法律案	衆	3. 14	5. 22	5. 25 可決 附帯決議	5. 26 可決	4. 4	5. 9 可決 附帯決議	5. 11 可決

(5) 委員会決議

——畜産物価格等に関する決議——

我が国農業の基幹部門である畜産業は、畜産物の輸入の増大、担い手の減少、高齢化の進行、畜産環境問題の深刻化等極めて厳しい状況にある。

よって政府は、こうした情勢を踏まえ、平成12年度畜産物価格の決定及び食料・農業・農村基本計画において、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 1 我が国畜産業の健全で持続的な発展を期するため、生産者等の創意工夫と自主性をいかし、ゆとりある生産性の高い経営を実現するための総合的な施策を講ずるとともに、消費者のニーズに即した安全で良質な畜産物を安定的に供給するための体制を整備すること。
- 2 加工原料乳保証価格については、酪農家が、意欲と誇りを持って安心して営農に取り組めるよう、生乳の再生産の確保を図ることを旨として決定すること。

また、加工原料乳限度数量については、生乳の生産事情、牛乳・乳製品の需給動向を踏まえて適正に決定すること。

- 3 牛肉・豚肉の安定価格及び肉用子牛の保証基準価格等については、再生産の確保を図ることを旨として、生産の実態に十分配慮し、畜産農家の経営の安定に資するよう適正に決定すること。
- 4 飼料自給率の向上等を計画的に図るため、自給飼料基盤の強化、生産性・品質の向上、飼料生産の組織化・外部化の推進、日本型放牧の推進等を図るとともに、配合飼料価格安定制度についてその適切な運用を図ること。
- 5 地域と経営の実態に応じた家畜排せつ物処理施設の計画的整備が進められるよう畜産環境リース事業の拡充等の支援策を強化するとともに、耕種農業との連携強化によるたい肥利用の促進や生ごみ等地域資源との一体的な処理を図るなど有機性資源の循環的利用を推進すること。
- 6 ゆとりある畜産業の実現とその安定的発展に資するため、経営継承対策、負債対策等畜産経営に対する支援措置を講ずるとともに、ヘルパー及びコントラクターの積極的活用等を推進すること。
- 7 畜産物の生産・流通過程における衛生管理対策が円滑に運営できるよう措置するとともに、食肉処理施設及び乳業施設の再編整備について地域の実態等を勘案して行うこと。
- 8 学校給食への活用等国産畜産物の消費拡大対策を強化するとともに、生クリームやナチュラルチーズ等を含め国内畜産物の生産振興を図るほか、消費者の適切な商品選択に資するよう表示の適正化を推進すること。

また、バター在庫の縮減のため、各般の施策を講じるとともに、現在チーズとして輸入されているいわゆるハイファット・クリームチーズの関税分類の見直しについて国際的な同意が得られるよう努めること。

- 9 WTO農業交渉に当たっては、食料安全保障、農業の多面的機能等についての我が国の主張を堅持し、適切な国境措置と国内支持政策の確保に努めること。

右決議する。